

ID: 422

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	運賃及び料金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	三隅町靈柩車条例 第11条					
例 規 番 号	昭和44年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b> (運賃、料金) 第11条 灵柩車の使用許可を受けたものは、別表に定める運賃、料金を前納しなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			